

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第7回）議事録

- 1 日 時 令和4年11月30日（水曜日）18：30～20：35
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 秋山委員，大坂委員，奥田委員，小野委員，鹿野委員，加納委員，菅野委員，熊井委員，佐々木委員，柴田委員，高橋委員，寺田委員，支倉委員，三浦委員，阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，鎌田臨時委員，子吉臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員
- ※欠席：小幡委員，熊谷委員，中嶋委員，西尾委員，山下委員
阿部（昌）臨時委員，片桐臨時委員
- [事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，鈴木指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），門田精神保健福祉総合センター相談係長（代理），薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，高橋指導係長，田所主任、大谷主事、五戸主事、篠木主事、成田主事、横尾主事
- ほか傍聴者 5名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

大分今日は寒くなってまいりまして，明日以降も本格的な冬が到来すると，12月1日，ちょうど季節の変わり目ですが，そういう時期でございます。皆様，十分健康に留意されて，ご活躍いただければというふうに思います。

さて，年の瀬も押し詰まってまいりましたが，我々が取り組んでまいりました条例の改正案，中間案を取りまとめて，今回パブリックコメントの手前のところまで決めるということになっております。皆様，今日も活発にご意見を頂戴したいと思いますし，また，パブリックコメントが出ましたら，ぜひ周りの方に呼びかけていただいて，読んでいただく，ご意見を頂戴する。これはなぜかというと，仙台市は，誰もが住みやすい仙台市ということを古くから標榜して，今の条例にも書いてありますとおり，バリアフリー宣言等々についても先進的に取り組んできた市です。ですので，一人一

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

人の人が、ああ、仙台に住んでよかったなと思うことができる道具の一つとして、みんなでこの精神を一人でも多くの人に分かってもらえるようにするためには、ぜひパブコメの段階からご意見を頂戴したり、読んでいただいて、いろいろな人に広めていくということがとても大切だと思います。今日はそういうことをしっかり頭に入れながらご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。大坂会長、よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より支倉委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

- （1）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について
- （2）条例の見直しのあり方（中間報告）について
- （3）条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

協議事項

（1）前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について

会長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、早速議事に入ります。次第4の議事です。

皆様、もう既に進め方はご承知かと思いますが、19時30分頃になりましたら10分程度休憩を取りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

協議事項(1)前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 協議事項(1)前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案につきましてご説明いたします。

まずは資料1「前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について」をご覧ください。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

11月8日の協議会で、論点となる障害理解に関する教育について、これまでの議論を整理し、事務局案としてお示しいたしましたが、委員の皆様から、教育の対象となる「児童」という表現が多義的で曖昧で分かりにくいといったようなご意見や、教職員が保護者の意識も変えていく必要があるというご意見をいただいたところでございます。

前回お示しした案は、子供の頃からの障害理解教育の重要性についてのご意見を受けまして、子供が、学校教育に限らず、障害理解の促進を図る施策を意図して提案したものでございましたが、教職員や保護者など多くの方を対象に、様々な機会を捉えて障害理解を進めることも重要であると考えまして、教育の対象としてより広義に解釈できるよう、「児童」の文言を削除するよう整理したものでございます。

その結果、「市は、障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする」と整理させていただいたところでございます。

以上が前回協議会での議論の整理でございますが、今回、市役所内部の法制部門、条例の文言などをチェックする部門でございますが、そこと調整いたしまして、これまでの表現に修正を加えたところもございますので、併せてご報告させていただきます。

資料2の「条例の見直しに係る事務局検討案（新旧対照表）」をご覧ください。

まず3ページでございます。

第2条の（定義）のところをご覧くださいと思います。第6号の事業者の定義について、これまでは、障害者差別解消法に規定する事業者のうち市内において事業を行うものとしておりましたが、条例の適用範囲は市内だということで、あえて「市内において事業を行うもの」と限定する必要がないため、表現を修正しております。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する事業者をいう」と整理しております。

次に4ページ、第3条についてでございます。

まず、第3号のところでございます。これまでは「建設的な対話を通じて相互理解を深め」としておりましたが、条文といいましょうか、法規的な文章として使う場合に、この「建設的な対話を通じて相互理解を深め」というあたりが曖昧な表現であるため、これまでの第5条の表現と同様に「障害者との対話を行いながら」と修正してございます。

同じく第6号で女性のところの表記でございますけれども、女性とか児童が例示だと分かりやすいように「全ての障害者が」としておりました。その部分につきまして、この表現ですと全ての障害への配慮という趣旨の規定になってしまうという指摘がありまして、「全ての障害者について」と修正してございます。

同じく第7号、災害時のところでございますが、ご意見いただいたとおり、「安全・安心」としてございました。その場合、安全、中ぼつ、安心としておったのですけれども、中ぼつですと条文の意味が曖昧になるというような指摘がありまして、「安

全及び安心」とい修正しております。

次に5ページになります。

5ページの第7条、イの「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む）を強制すること」としておりましたが、現行の条例では、地域からの強制的な入所というところと、それから、施設入所者を地域に戻さずにとどめておくというようなそういったものが条文として読み取れる意味になっておりましたが、改正後の表記ですと、地域からの強制入所のみが読み取れる、そういったような条文となってしまうため修正を行いまして、「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）による生活を強制すること」と修正してございます。

次に8ページでございます。

第8条の市が行う合理的配慮、それから、第9条の事業者が行う合理的配慮のところでございますが、前回の協議会で、市と事業者の合理的配慮の提供義務が同じになったので統合するとご説明しておりましたが、現行の条例では、市の合理的配慮のところは、「市は、その事務又は事業を行うに当たり」と表現されているところもある一方で、事業者の部分につきましては、「事業者は、その事業を行うに当たり」とされておまして、「その事務」というところに違いが生じているということがございました。そのため、現行どおり第8条と第9条はそのまま残すことといたしまして、第9条の事業者の合理的配慮の提供を義務化するというようなところだけ改正をするというように修正しております。

また、同じ第8条と第9条につきまして、「家族や支援者による意思の表明を含む」というものを加えていたところですが、これまでも、条例に明記はされていないものの当然に行われていたというような行為でございまして、今回条例を改正して新たに規定するということが何かしら変化をするということが特段見受けられないということがございましたので、条例として新たに規定することは難しく、ガイドラインなどで対応すべきものだという指摘がありましたので、その部分の表現は削除し、現行のままというふうにしております。今後、ガイドラインなどで趣旨の説明を検討してまいりたいと考えております。

また、最後、11ページの現行の条文でいうと17条第2項の調整委員会のくだりのところになります。

「調整委員会は、その他必要な調査を行うことができる」とご提案させていただいていたのですが、これも条例に明記されていないまでも、これまでも当然に行われていたことと考えられますので、条例に規定することで新たに変化するところがないということがございましたので、表現を削除して、現行条例の表記のままとさせていただきます。

以上が法制部門との調整による調整結果のご報告でございました。

前回の協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案等に関するご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

後ろのほうは、法律の専門部門に諮って、こちらの趣旨を分かっていた上で、整合性があるものにしたいということでこのように変えたということですね。ですので、皆さんにご議論いただいた趣旨を変えているものではありませんので、あらかじめ私のほうからも付け加えておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様と協議をしたいと思いますが、まず初めに、事前質問をいただいております寺田委員からご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

寺 田 委 員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

全体的に、これまでの各委員の意見を反映すべきものは反映して、よくまとめていただいたと思っております。事務局さんには感謝したいと思っております。

もうこの段階にくと、推敲というか、細かい話でちょっとだけ。この細かい部分でどうなのかなというのは、皆さんの意見も聞ければなと思って2か所ほど挙げました。

一つは、資料1の1ページ目、丸の2つ目の（教育の推進）について新設されて、新設を提案する条文ですけれども、「市は、児童が障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう」というところの「児童が」というのが、「児童」という言葉、多義的で曖昧だということ、そしてそれ以外の、児童以外にも教育必要という意味で、「児童が」というのを削除した点は賛成いたします。

「児童が理解を深めるための教育」の「児童が」という主語を取ったため、「深める」という他動詞的表現がややかみ合わないかなと思ったものですから、ここの表現を「理解が深まるための教育」という自動詞的表現にしても伝えたい趣旨は伝わるのであれば、こっちのほうを読みやすいかなと。私の語感の問題なので、そんな条文の案がちょっと思いついたので、意見として出してみました。

もう一つは、資料2の条文の新旧対照表の4ページの左側の事務局検討案、先ほど「障害者との対話」というので、以前は「建設的対話」という表現だったものを、「建設的」というのがどういう意味か曖昧で分からないという法制担当のご指摘というご説明先ほどありましたので、それは取ったということのようですが、それはいいのですが、今度、「対話」という表現が条文上どうなのかなとちょっと思って、対話ってどういう意味か我が家の古い広辞苑で見たところ「向かい合って話すこと。相對して話すこと。二人の人がことばを交わすこと」という、通常はそういう意味で使うんだよというふうに広辞苑にあったものですから、障害のある方によってはなかなか対話、このとおりのことはできない方もおられたりして、この条例に「対話」という表現を使っていいのかなとちょっと思いました。現行条例でも実はありますので、それなりの趣旨で入っている文言だと思います。その「対話」というこの表現の中身が、コミュニケーションをしっかりとるとか、意思疎通を図りながら

ということに対して「対話」という表現なのかなと。条文的に「障害者との意思疎通を図りながら」という書き方をすると、面と向かって声に出して話せない人も含めて入れられるかなというのが、今日お出しした文です。

ですが、この「対話」という表現で、解決に向けてのやり取り、キャッチボールを密にしていくという「意思疎通」よりはもう一步、血が通ったやりとりの趣旨、そういう気持ちが語感の中にあるのかなという、その辺の趣旨が何かあるのであれば、それはそれで理解しないでもないという書き方をしています。

これを出した後に、対話でもない、意思疎通でもちょっとまだ趣旨がはっきりしないかもしれないので、「十分な意思疎通を行いながら」とか、「十分な意思疎通に努めながら」というのがさらに追加で思いついた表現ではございます。

皆さんの中で、今の案でも別に不都合ないとか、私の案に賛成いただくのか、意見交換できればそれはいいのかなと思って、もう推敲の段階だと思いますけど、ちょっと意見として出してみました。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

皆さん、少し皆さん出していただくといいのですけど、実は、寺田委員さんにご説明いただいたようなことが「対話」という言葉の中に含まれているという今解釈で、国の文書とかも「対話」が好きで、簡単に書くのが好きなものですから、逆にこういう意味があるんだよというのを言っていただいたように私は受け取ったんですね。「対話」ということには、そういうことが含まれているよというふうには受け取ったというのが正直な話なんですけど、皆様いかがでしょうか。これは技術的なことがあるので、多分法制部門もこんなことを言うんじゃないかなというのが今のような私の解釈でありますけれども、皆様はいかがでございましょうか。

佐々木委員 歯科医師会の佐々木です。

自分は完全に理系の人間なので、文章がどうこうという話になると何も言えないのですけど、まず「児童が」ということが消えたことに関しては、僕は文章としてすごく分かりやすくなったと思うので、これでいいような気がします。

確かに「対話」とかというので、僕らもいろいろな意味で結構使うのですけれども、広い意味で取れば、別に「対話」、面と向かって2人で話し合うことという意味以外も多分いっぱいあると思うので、あまりおかしくないのかなとは個人的に思いました。

私からは以上です。

会 長 ありがとうございます。

お願いいたします。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

柴田委員

宮城県自閉症協議会の柴田です。

私もこの「対話」ということを、クエスチョンというか、思っていて、今寺田委員さんが言われたことで、なるほどなと、こういう違和感が私にはあったんだなと、やっぱり思ったんですね。「対話」というと、やっぱりどうしても発達障害だったり重いタイプの子供で言葉がないという子供たちに対しては、これを見たときの親の気持ちというか、その支援者の気持ちというのは、あ、どうなんだろうなって。言葉以外のことでコミュニケーションができるんだよということを含めて「対話」ということでいいんだよということであればこれでいいと思うのですが、そこら辺の理解を皆さんに、あ、そうなんだ、言葉だけじゃないんだなということ、これを見てすぐ理解していただけるならいいなとは思ったんですが、ちょっと違和感がありました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。お願いいたします。

細川委員

仙台市聴覚障害者協会の事務局長、細川です。

寺田委員の意見を伺い、次に柴田さんのお話を聞いて、なるほど、「対話」というのは面と向かい合って話をする事だと分かりました。私は聞こえないので、ろう者の場合は向かい合って筆談という形になりますね。そうすると100%通じるというわけではなくて、少しずれる部分もあります。柴田さんが話されたように、発達障害の方などは1対1で面と向かってではなく、支援者も含めてやり取りをすることになると思います。「対話」という言葉は難しいですね、だからといって、他に適切な言葉があるかどうかはちょっと今思い付きません、もし、もっとよりよい言葉があればとは思いました。

会長

ありがとうございます。

柴田さん、それから細川さんからご意見をいただいております。

ほかにございますでしょうか。奥田委員さん。

奥田委員

愛泉会の奥田です。

私も寺田委員さんのこの意思疎通というところのほう、障害者との対話という、いろいろな意味も含めたこの「対話」という意味というところではあるのかと思うのですが、障害者の意思を酌み取るということで全体的なものを含めたものであれば、意思疎通のほう、じっくりいくのかななんて思いました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、秋山先生、お願いします。

秋山委員

特別支援教育課の秋山です。

私は、教育の推進についてです。

「児童が」というのを削除したということで拝見して、この内容が、対象を限定するのではなく、あらゆる人に対して、あらゆる機会に、あらゆる場所で行っていくということになるんだなというふうに読んで解釈してありまして、そのほうがいいなというふうに感じていたところでした。

参考までに、これを見て、私も教育のほうでどんなふうに整理しているかななんて思ったのですが、教育のほうでは、学校教育以外も当然教育の場ということで文部科学省などでも整理はしているのですが、学校教育以外の教育の場ということで、文科省のほうでは、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会というふうに整理していたので、今後こういった場などにおいても、こういった障害理解の教育を推進していくというふうに解釈できるなというふうに感じていたところでした。

以上です。

会長

ありがとうございました。

皆様の意見について、実は私から問うのも何なんですけど、事務局でさっきガイドラインっておっしゃっていたので、多分ガイドラインを作りたいなと事務局はお考えだと思うんですね。そのときに、今日、今皆さんからいただいているご意見が入ると使いやすいものになるのではないかなというふうにすごく思っておりまして、条文自体はそのままであったとしても、どういうふうにこれは使っているんですよ、こういう意味ですよ、お互いにやり取りできることがとても重要なことで、ただ話すことではないんですよというようなことが、多分皆様から出ているご意見だと思うんですね。条文だけではなかなか読みづらいところがあって、もしガイドラインという言葉が出て、手順とかありますよね。これからどういうふうにするのか、手順とかというそちらを気にしているんですけど、事務局も必要だなと思っていて、取扱説明書もできるということで、より使いやすいものになるのではないかなというふうに思っております。そういうところに皆さんの意見も入れながら、分かりやすいものにしたほうがいいのかと思うので、積極的にご意見を頂戴したいというふうに思っております。

それから、秋山先生のところは、そこだけではなくて、「児童」が取れたということで、こういう意味があるんですよというのを文科省のものを使いながらご説明をいただいたということですので、そういったことについてもガイドライン等で皆さんと共有できるのかというふうに思って聞いております。

課長に聞きますのけど、そういう方向でいいですよ、ガイドラインは。どう

ですか。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長） 現在もいろいろ窓口対応とかその他，ガイドラインというのを用意はしております，それも改めて改正はしなければいけないというところになります。

ただ，今回皆さんから議論をいただいていた，ご意見いただいていたところ，例えば，今話題になっている「対話」というところにつきましても，もちろん1対1でお互いにその人そのものがしゃべらなければいけないとか，そういうものだけではなくて，例えば，通訳さんを介して意思を伝える，その他，例えば，なかなかしゃべりにくい方であれば支援者を通してその意思を伝える，そういったところも含めての「対話」だというふうにももちろん捉えてはございますので，そういったところが分かりやすく，皆さんに理解できるように何らかの形でお示しできればなというふうに考えてございます。

会長 ありがとうございます。

では，ほかにご意見，こういう方法で皆さん，いかがですか。ガイドライン等のほうに入れていただいて，一つ一つこうやって皆さんから出ている，実際こういうことがあるんじゃないのっていうのは，これまでも議論の中で出てきたので，そういったものが，条例の条文よりは，むしろそういったものに生かされたほうが，実際使うに当たって使いやすいものになるのではないかなというふうに思っております。ということも含めて，何かご意見がございましたらいただければと思いますが，いかがでございましょう。

では，また後で戻ってご意見を頂戴するということにして，次に移りたいと思いますが，よろしゅうございましょうか。

協議事項

(2) 条例の見直しのあり方（中間報告）について

会長 では，続きまして，協議事項(2)条例の見直しのあり方<中間報告>について，事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長） それでは，協議事項(2)条例の見直しのあり方<中間報告>につきまして，ご説明いたします。

資料3「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の見直しのあり方について<中間報告>（案）」をご覧ください。

この条例の見直しのあり方<中間報告>でございますが，これまで本協議会で検

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

討してまいりました条例見直しのあり方を取りまとめたというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

ここにこの中間報告の目次が記載されてございます。全体で3章構成となっております。

第1章が検討の経過ということで、見直しを行う背景であるとか考え方、これまでの検討の進め方を整理しているというところでございます。

第2章が条例の見直しのあり方に関する議論ということで、協議会で出されたご意見であるとか意見聴取の際に示されたご意見などを項目ごとにまとめてございます。

第3章が条例の見直しのあり方（中間案）として、前回の協議会でご説明した中間素案を基にしまして、前回のご意見であるとか、あとは先ほどご説明させていただいた法制部門との調整結果、そういったものを反映させて整理したのとなっております。

それでは2ページにお進みいただきまして、第1章の検討経過でございます。

1の見直しの背景としましては、国での法改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されたこと、また、条例施行後の運用状況などを踏まえた見直しを行うことというふうにしております。

2の諮問と見直しの基本的な考え方としましては、昨年11月に市長から諮問を受けまして、法改正等を踏まえた見直しを行うこと、それから、条例施行後の運用状況、現状を整理した上で必要な見直しを行うこと、ヒアリングやワークショップなどを行い、幅広い理解を得ながら見直しを進めていくこと、このような考え方としてございます。

3ページにお進みいただきまして、そのような考え方を受けました検討の進め方として、協議会における検討、それから、関係団体等からの意見聴取、市民への幅広い周知を行うこととしまして、これまで協議会への臨時委員の追加、それから、学習会の開催、差別事例の募集やココロン・カフェの開催など様々な取組を行ってきたところでございます。

4ページから10ページまでにつきましては、協議会委員の皆様の名簿であるとか、協議会でのこれまでの検討経過、意見聴取した具体的な団体であるとかその数、そういったものを検討の取組の内容として整理したのとなっております。

11ページにお進みいただきまして、第2章の条例の見直しのあり方に関する議論についてでございます。

協議会では、現行の条例について、障害のある方などからの意見聴取を踏まえて、見直しをすべき点について検討を行ってまいりました。

同時に、差別解消を進めるための必要な施策の検討も行ってきたところでございます。

ここでは、協議会で皆様からいただいたご意見、それから、関係団体等からの意見聴取の結果の概要について、これまでの協議会での検討の際に使用した資料を整

理いたしまして、条例の項目ごとにまとめておりますので、かいつまんでの説明とさせていただきます。

12ページにお進みいただきまして、3の障害を理由とする差別の解消の基本理念についてでございます。

(1)の意思疎通の支援の充実につきましては、「合理的配慮は対話しながら進めていく必要がある」といったご意見であるとか、「障害の特性によってコミュニケーションに必要な配慮が異なるから、意思疎通の手段を選択する表現が含まれるとよい」などのご意見をいただいたところでございます。

13ページにお進みいただきまして、(2)の「女性」の表記というところにつきましては、「『障害のある女性』と限定的な表現をしないほうがよい」というようなご意見であるとか、「多様な性については、国とか仙台市でもまだ整理できていないというところがあり、条例の盛り込むのは難しいのではないか」といったようなご意見をいただいたところでございます。

(3)の災害時の支援体制につきましては、「災害時には障害の困難さが何倍にもなるというところを盛り込めるといい」といったご意見をいただいたところでございます。

14ページにお進みいただきまして、5の不当な差別的取扱いの禁止の部分につきましては、入所施設における生活の強制に関して、「施設入所に限らず、様々な場面で当事者の意思に反した生活を形成するのはあってはならない」といったご意見をいただいたところでございます。

15ページにお進みいただきまして、6の事業者の責務等につきましては、(1)の事業者が行う合理的配慮の義務化について、「改正法に合わせて条例でも改正を行う必要がある」といったようなご意見であるとか、16ページに進みまして、(4)の合理的配慮の提供に必要な費用負担のところにつきましては、「合理的配慮が義務化されても、経済的負担があると進まないため、企業向けの費用補助が必要だ」というようなご意見もいただいたところでございます。

17ページにお進みいただきまして、下のほう、7の啓発活動及び交流の推進のところでは、「合理的配慮をマニュアル化することで、それだけすればよいと思われても困るところではあるが、知識のない人にとって取組のヒントになるのではないか」といったようなご意見であるとか、18ページにお進みいただきまして、「低学年のうちから障害理解教育が必要で、児童だけでなく、保護者、教職員も含めて推進することが必要だ」といったご意見をいただいたところでございます。

19ページにお進みいただきまして、11の相談のところになりますけれども、「差別に対する啓発、それから、相談窓口の充実が必要」といった施策に関するご意見をいただいたところでございます。

このように見直しのあり方に関して、協議会でこれまでご議論をいただいてきたところでございます。

それでは、21ページにお進みいただきまして、第3章の条例の見直しのあり方(中

間案）でございます。

先ほど振り返りましたこれまでの議論を整理しまして、協議会としての条例の見直しのあり方をお示しいただいたものでございます。

先ほどもご説明させていただきましたが、この中間案は、前回の協議会でご説明した中間素案を基に、前回のご意見、それから、法制部門との調整結果を反映させていただいております。改めて全体について簡単にご説明いたします。

1の前文につきましては、条例制定時以降に前文を見直すほどの大きな変化は生じておりませんので、見直しは不要とさせていただいております。

22ページにお進みいただきまして、2の目的につきましても、条例制定の目的等に変更はございませんので、見直しは不要としております。

3の定義につきましては、23ページのところになりますけれども、これまでご説明してきましたとおり、合理的配慮が義務化される事業者の定義について追加をしたところがございます。

4の障害を理由とする差別の解消の基本理念につきましては、「社会的障壁の除去のため、障害者との対話を行いながら」という表現を後段から移動させていただいたところであるとともに、意思疎通の手段の選択の機会の確保であるとか、災害時に障害者がより困難な状況に置かれることの表記などを追加したところがございます。

24ページにお進みいただきまして、5の市、事業者、市民の責務につきましては、事業者の合理的配慮の提供の責務として規定していた「障害者との対話を行いながら」という表現を基本理念に移動させたところがございます。

25ページにお進みいただきまして、6の不当な差別的取扱いの禁止につきましては、福祉サービスの分野について、「障害者の意思に反する入所や入居による生活の強制」としたところがございます。

26ページにお進みいただきまして、7の市、事業者が行う合理的配慮の提供につきましては、27ページになりますけれども、差別解消法の改正に伴いまして、事業者の合理的配慮を義務化する表現としたところがございます。

8の基本的な施策につきましては、教育の推進について新たに追加したところと、28ページになりますけれども、差別解消法の改正に伴いまして、情報の収集・整理・提供に関すること、それから、人材の育成・確保についても新たに追加したところがございます。

以上、これまでの本協議会での検討を踏まえた条例の見直しのあり方につきまして、3章構成の中間報告としてまとめたところがございます。

今後、この報告を基に仙台市としてパブリックコメントを実施していくことになります。

協議事項(2)のご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見を頂戴したいと思います。お願いいたします。

子吉委員

宮城県経営者協会の子吉です。

意見というか質問なのですが、定義のところの事業者の定義で、「法に規定する事業者をいう」と記載してあるのですが、この法を見てみると、「事業者とは商業その他の事業を行うもの（独立行政法人等を除く）」とかとなっているのですが、一目見たときに、事業者、「法に規定する事業者」と記載してあると、事業者のほうでは、あれ、自分は該当するのだろうかというのが一目で分からない部分があって、もし可能であれば、法に規定してある事業者というのは、商業その他の事業を行うものと、実質的にはほとんどの事業者は該当すると思うのですが、その辺が提起できるといいのかなと感じました。

以上です。

会長

ありがとうございます。
事務局お願いします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

ご質問、ご意見というところで、ご意見として受け止めさせていただければと思うのですが、確かにそのように法に明記されている内容を書くというようなことは方法としてはあるかと思います。そこにつきましては、今、法第何条何項に規定するというふうな書き方をしておりましたので、そういうところ、これもまた今のご意見を踏まえて、改めて最終的な法制部門との確認の際に、どちらのほうを取るべきかなというような、そういったところの調整はさせていただきたいと思います。法制部門の意見も聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。
ほかにご質問。鹿野委員、お願いします。

鹿野委員

やっぱり定義のことで、質問と、それからその見解によってちょっと意見なのですが、障害とはということです。障害の定義で、知的、身体、精神（発達障害を含む）ということなんですけど、これはこの資料7の3ページあたり、この文言を見ると、ここではこの括弧つきのところに、これに加えて、高次脳機能障害と、それから難病をどうするのかという、多分そこは削除されたという経緯があるんだと思うのですが、それから県の条文だと、ここに今度は難病に起因する云々とかというのがくっついている。市の条例の定義では発達障害を含む。こういうふうに少しずつ文言が変わってきている。多分これって、私が想像するには、こういう難病に起因する云々かんぬんとかっていうのは、当然に含まれるというふうな話になるんだと思います。これが少しずつ変わっていったのには、どんな議論があった

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

のかなというのが質問です。それから質問したかったのが、精神障害には認知症というのは当然に含まれるという範囲に入っているのかどうかというようなことなんです。当然に含まれるということを考えるのだとすると、この括弧つきの「発達障害を含む」というのも、それって当然に含まれるという話になるんだから、ここで強調していた意味は何かあったのかとか、その辺の議論を教えていただければと思います。

会 長 鹿野先生、今おっしゃっていただいたのは、参考資料ですよ。これは国の第73回障害施策委員会の資料になります。

鹿野委員 国にはこれを書いてあって、県になると、県の条文だと、難病に起因する云々はあるんだけど、ここに高次脳機能障害という文言が落ちるんですよ。ここに何か県で議論があったのか。それで今度は、その県のところからこの市のこの条文の案によると、今度は高次脳機能障害が、難病に起因する云々が落ちるんですよ。これってこの過程で何か議論があったのかなと。何でそれを抜いたのかという、それがまず知りたい。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) すみません、この参考資料につきましては、国の政策委員会の資料というところではありますので、そこが今回のどういう趣旨を持って入ったか、削ったかというようなところにつきましては、国の議事録を見ても分からないという部分があって、即答はできないので申し訳ございません。

ただ、今回、この中間報告の案のほうで、この基本方針のほうに入っている高次脳とか難病とかそういったところが入っていないというのは、障害者差別解消法のほうの定義の部分では、特段この表現と変わっていないというところがありましたので、条例は、その法律に合わせたというような趣旨でございます。

ただ、中身として、基本方針の中で、例えば高次脳機能障害が入ったりとか、難病という表現が加わったりとか、そういった細かい新たに追加されている部分というところがありますので、これはまた解説なりガイドラインなりというようなところで、この障害の定義というのはこういうものなんだよというところを説明させていただければなというふうに考えております。

鹿野委員 そうすると、これってそっちのやつには（発達障害を含む）という文言は入っているんですか。

事務局 そうですね。

(小幡課長)

鹿野委員 なるほど。多分これは、そうすると発達障害というところを強調する何らかの意

味があるという話なんですね。

あともう一つは、これ気になったところで、認知症というのは当然含まれると考えちゃっていいのかという話です。

事務局 障害者企画課，小幡でございます。

（小幡課長） 認知症でも，確かに精神障害者保健福祉手帳を取っている方もいらっしゃいますので，そういう意味で手帳を取れるという趣旨であれば，精神障害に含まれてくるのかなというふうに考えます。

鹿野委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

今の議論のところは，整合性ちょっとはつきりしないので，しっかり整理をしてということと，それから，言葉としての定義としても，こちらの条例の中でそこを切り離していくということでは決してありませんので，委員の中にも難病の団体の代表の方，高次脳機能障害の団体の代表の方，もちろん発達障害等々も含まれておりますので，幅広くということを考えておりますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。お願ひします。

小野委員 特定非営利法人 Switch の小野です。

確認なんですけど，パブリックコメントに出すときというのは，この中間報告案と新旧対照表みたいなものを出したりする予定なんですか。

会長 事務局お願ひします。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長） パブリックコメントにつきましては，協議事項の(3)でご説明するところではございましたが，内容としましては，中間案という，いわゆるこの中間報告でいうところの第3章の部分，その中間案とされている部分について，表現は今「である」調になっていますけれども，市民の皆様向けということで，「です・ます」調には表現は直すのですが，そういったものを使ってパブリックコメントを行って，皆様からご意見をいただくという形になります。なので，具体的な新旧対照表ということになると，まだ条文の文が完全に固まっているわけではないということもありますので，その部分につきましてはまだお示しはしないということになります。会議の資料としてはオープンにはなっているものなのですが，パブリックコメントとしましては，第3章の部分の中間案の表現を「です・ます」調に変えたものというようなどころでいく予定としてございます。

小野委員

ありがとうございます。

なぜ伺ったかという、今回いろいろ法の専門家の方に見ていただいたときに、先日まで話をしていた「代理人の意見の尊重」という部分は当たり前のことなので外してということで、それはそれで大丈夫なのですけれども、実際のその8条とか、特に雇用の状態のある方の合理的配慮というところを私的にはとても大事に思っていた中で、代理人の意見というものがきちんと力があるというか、そういうふうにつまえるということ、この条例に入れなくてもいいのですけれども、そのガイドラインでこういうことを示していくつもりだとかということ、どういうふうに市民の方は知れるのかなというふうに思ったので、もしそういう、この案の書き方的に見直しのあり方という書き方のところだと、この条例がどう変わったかだけを書くほうが適切なのかなとも思いつつ、そういうふうに今回、検討の末に、こういうふうな部門で書こうとか、実現していくために進もうと思っているというように話し合ったことなんかもお示しできたほうが、市民の方も気づいて、意見を出してくるかなというふうに思ったので、お伺いしました。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。

これは意見としてということでもいいですよ。それから、就労のことはやはり、委員さんが言っているとおり重要なところで、これから地域で暮らしていくためにはとても重要なことですよ。あの扱いはしっかりしなければいけないということだと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

なければ、ここで10分間、先ほど7時半ということでお約束しておりましたので、今、私の時計で28分、29分になろうとしているところですので、今から10分休憩したいと思います。その後にも皆様のご意見伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（休憩）

会長

それでは、再開したいと思います。

協議事項(2)につきましてご説明をいただいて、皆様からもご意見頂戴しておりますが、ほかにご意見等々、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。皆様にご発言いただきたいと思っておりますけれど、今日まだご発言されていない委員の方、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。お願いいたします。

熊井委員

先ほど話に出ていたガイドラインということについてなのですけれども、例えば今回9条で事業者に「合理的配慮を提供しなければいけない」という強い義務が課されると。今までは「望まれる」という形でスルーしていた事業者も、しなければいけないのであればということで、じゃあ何をしたらいいんだろうとか、どうし

たらいいんだろうか、どうしたらいいのかという対話を行いながらすればいいんだ。障害のある人と対話をしながら行えばいい。じゃあ、その方たちが何をしてほしいのか、望んでいるのかということは、その意思疎通の中で確認ができたとしても、果たして自分の会社にそれが過重な負担じゃなくてできることなんだろうとかか、そういった何が合理的というふうに判断できるのか。負担が過重ってそもそもどうということなのか。そういうのに困ったときには、その当事者と話し合うだけではなくて、どこかに相談できる場所とかがあるのかとか、あるいは合理的な配慮の例としては、具体的には、幾つかは条例に書いてあるんですけども、こんな例とかこんなモデルというのがあるのであれば、あるいはその経費について、どこかに相談すればこういった制度があるなんていうそういった紹介なんか得られるのかということが、ハウツーではないのですけれども、困ったときにそれを頼りに、やろうと思った事業者に関しては、やり得るように情報が提供されると、すごくいいのかなというふうには感じました。条例の中で相談ができると書いてあるのって、差別とか紛争というところにまで至ってしまったものなので、できればそこに至らないで各事業者が自主的に合理的配慮というものに対して積極的に臨んでいただけた方がいいのかなと思うので、そういったこともガイドラインのほうから勧められるとか、促されるような形になるといいなと思って聞いていました。なので、もし、ガイドラインというものを設計していくときには、そんなようなところもご配慮いただけたらいいなと感じています。

会 長

ただいま熊井委員さんからご意見を頂戴いたしております。

使いやすいもの、特に事業者の方が合理的配慮するときに、配慮しやすいということについて相談を受けたり、いろいろなことをするということがあったのですが、これはとてもいいお話を出していただいたので、これは国の法律、それから、県の条例、市の条例等々ありまして、一定整理をした上で、しかも個別に心配なことがあれば相談ということがあると思うんですね。こういうものを進めていくときには、その整理と窓口をしっかりとしておくということがとても重要で、仙台市の場合は、もちろん各区に配置している相談員さん等々も力になっていただけたということで認識しておりますが、よろしいですね。

ただ、これ広報も重要なので、実際、普及・啓発をしていくときには、その辺の整理、実はハローワークさんなんかも関わる場所になると思いますし、それから、今日来ていただいております経営者協会さん等々でも話題になることで、多分いろんなところで整理しなければいけないというふうに思っておりますので、今ご意見いただいたことはもっともなことなので、この条例を含めて、差別を解消していくための合理的配慮等々について、しっかり個別の事業所の不安についても解消できるといいのかなと思っておりますが、加納さん、何かございますでしょうか。

加納委員

ハローワーク仙台の加納でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

今のお話のとおり、そうだなと思ってお聞きしております、特に私の中に残ったのは、差別、紛争になる前にとこのころのワードがとてもそのとおりだなと思いました。

この合理的配慮というところ、私どものほうでも、比較的新しい考え方といえますか、PRが広がり始めたのも最近のところなので、我々もご相談いただいたときに、どういうふうに進めていくかというところは、それぞれ担当部署が幾つか分かれていたりしまして、相談内容によって対応部署が変わる、ハローワークで対応するものもあれば、労働局という上位機関がありますので、そちらのほうで対応するものもあつたりするのですけれども、まずその窓口をどうするか、というところも含め、その案件によって、私自身はまだそんなにたくさん関わっているものではないので、試行錯誤しながらということなんです。相談としては、そういったことがなくなるようにするにはどうしたらいいかという事前のものではなくて、どうしても残念ながら差別につながっているとか、合理的配慮がなされていないというふうな残念な形になってからのご相談というのがまだまだ多いです。そういった点ではやはり、今お話があったように、こういった場で広く皆様に周知をできるような場で、それにつながる前にPRができるということも大切な部分だなと思って伺っていました。

会 長 すみません、突然のことで申し訳ありませんでした。

今日は意見いろいろ出ていますけど、子吉委員さん、子吉委員さんのような団体さんの構成員の方々の不安を取り除かなければいけないと思うんですね。積極的に一緒に仙台を住みやすくして、みんながハッピーになるようにしていきましょうということが基本ですので、無理強いをするとかそういうことではないというふうに思っております。ただ、そのときに、しっかり相談とかということができたり、お手伝いがいろいろあるといいなというふうに思ったりしているんですけど、今のうちに言うておいたほうがいいと思うので、意見があれば、さらに一言いただきたいのですが、いかがですか。

子吉委員 経営者協会の子吉です。

事業者もそれぞれのそのときの状況、またそれぞれの業務によっても違うと思うので、こちらの側から一緒に周知することはなかなか難しいと思いますので、やっぱり紹介できるツールとか、その辺の周知はこちらでも徹底できるので、まずそこから始められればと思います。

以上です。

会 長 非常に現実的なお話で、やはりツールがどうしても必要なので、国とかいろいろつくるんでしょうけど、仙台市でもこの条例についてはそういったツールがあってもいいのかなというふうに私も思っておりますので、ありがとうございました。

ほかにご意見等々ございますでしょうか。

こういった形で市民の方に周知をしますが、皆さんいかがでございましょう。

この件については、実はこの場で、あと中間案として取りまとめていきたいと思うんですね。私と三浦先生で最後に見て出すという形になると思うんですけど、ご意見を。高橋さん、いかがでしょう。一言いただけますか。

高橋委員

今日もたくさんのご意見を聞かせていただいて、障害者差別のないまちだったり社会だったり、その働きやすさだったり、いろんなことを考えながら皆さんのお話を聞かせていただきました。

視覚障害者の当事者の感覚からすると、やはりまだまだ視覚障害者といっても、かなり前から言っているように、私のように全く見えない全盲から、かなり見える弱視の方まで広くいらっちゃって、働くといっても、大抵の企業は、視覚障害者は見えないから書類操作だとか事務処理とかできないとかと、できないんじゃないのと思われているということがあるんですけど、本校から卒業する生徒でも、結構事務処理で働いている方っているんですよ。なので、もう少し、どうしても視覚障害者イコール鍼灸マッサージという部分が多いので、特に企業の方々にはそういうような、視覚障害者でもかなり見える方もいるし、工夫とか支援のツールが今はたくさんありますので、そういうものを使えば、かなり仕事はできると思いますので、今の話の中でいくと、そういう相談、いわゆる企業から、頑張ってくれそうな障害者の方がいたときに、うちでその方に実際に仕事をしてもらうときに、どんなものをそろえたら、あるいはどんな支援者がいれば仕事ができるのかなというふうに考えていける、先ほど出てきたツールになるのでしょうかけれど、そういうものが会社の中でも考えていけたらいい。それをすぐ相談できる場所があったり、できるような状況があるんだよというガイドラインが作ればいいのかと、いろいろ考えながら皆さんのお話を聞いていました。

障害を理解するというのもそうですけれども、結局はその人の個性を理解する、その個性を生かせるのかという方向に行かないと、やっぱり最終的にみんなが頑張っているのまちをよくしていこうとか社会をよくしていこうというふうにはならないのかなということなので、ぜひそんな条例だったり、ガイドラインだったり、指針だったりというものになっていくように、引き続き努力を続けていただければいいかなと思います。

そして、我々当事者の意見も常に聞いていただけるという状況があれば、いい方向に進むのかなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

会長

ありがとうございました。

阿部委員さん、どうでしょうか。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

阿部（勇）委員　　私は、この前、別の場であったのですが、災害時なんてありましたけれども、この前、朝、突然Jアラートがなって、何だとなって、何か飛んできたとかという話で、こんなときどうすればいいんだと。ここは災害時もそうだけれども、非常時もやっぱり言ったほうがいいのかなんて、この前ちょっとそんな話が出たもので、ここ最近、物騒だなと思って。ただ、どうすればいいのか。あんなとき私は、避難してくださいって、頑丈な建物がなかったらどこへ行けばいいんだみたいなところもあるんですけれども、何かちょっと話がそれてますけれども、その辺なんかも含めて、災害だけじゃなくて、そういうときの対応の仕方というか、考えてもらえればと思いますけれど。

会　　長　　ありがとうございます。災害という切り口ではなくて、安心・安全のほうの切り口で考えなければいけないことだと思います。当然そういうことについても、仕組みとして安心して暮らせるようにつくっていくというのは当たり前のことだと思いますので、実際この前あったばかりのことで、戸惑った中で、そういえば本当にこういうときどうするんだろうという率直なお話だと思いますので、しっかりそういったことについても、誰一人取り残さないということで、仙台市と一緒に考えていくことができればなと思って、そうしていきたいと思います。

お隣の伊藤さん、いかがでございましょう。

伊藤委員　　みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤です。

障害を持っている人が会社に就職するときに、ハローワークの方にお世話になるのももちろんなんですが、あともう一つ、アエルとかで開催される障害者の就職のイベントがあるんですけれども、合同面接会みたいなものがあるんですけれども、そういったところに参加して自分に合う仕事を見つける、探すわけなんですけれども、企業のほうも、エレベーターを設置したりとか、スロープを作ったりとか、通路の幅を確保したりとか、そういうことで障害を持っている人を採用する努力を多分してくださっているんだと思うんですけれども、障害を持っている本人も訴えかける、アピールする、自分のことをきちんと説明して、障害者のほうも求めて、企業のほうも求めて、それがうまく合わさったときにいい会社と出会えるんだろうなというふうに考えています。

あと、あともうその先はちゃんと障害者のことを理解してくれている、理解してくれる人がいることが非常に望ましいことなんですけど、それはちょっと私が経験したところだと運も大きいので、そういうふうには私は考えておりました。

以上です。

会　　長　　ありがとうございました。

伊藤さん、おっしゃっていることはもったもで、最後に運というところをおっしゃっていましたが、そういったことを運じゃなくしていくためのものがこの条例

だと思うので、一緒に広めたりしながら、そういうことが一つでも少なくなっていくようにできるといいですね。ありがとうございました。

成田さん、いかがですか。

成田委員

先ほど条例、プラス、ガイドラインを設定するというお話が出たと思うのですが、この条例とガイドラインだとすごく情報量が多くなってしまいますので、これにガイドラインをつけるアイデアはとてもいいと思うのです。これで説明し切れないことを説明してくれる、これはいいと思うので、分かりやすくさせて、本当に具体的な方法が私が思いついてないのですけど、膨大な情報量なので、ほかの皆様にも理解しやすいような方法が何かあるといいんじゃないかなと思いました。

ちょっとガイドラインからは外れるんですけど、そのガイドラインとかをやるに当たって、その人の障害に合った支援の方法とかも多分そこで説明されると思うんですね。どういう支援ツールを使ったらいいとかというのもあると思うんですけど、その支援ツールを障害者じゃない人も実際に持って触れるような機会をもっと増やせばいいんじゃないのかなと思って、今、街なかにも点字とかはあるから、それは実際触れると思うんですけど、それ以外の支援ツールの認知度とかってあまりないと思うし、自分自身も正直、自分の障害とか、関わっているメンバーさん以外の障害者の方がどういうものを使ってというのが分からなかったりするので、障害がない人とかは全く分からないかなと思うから、そういうのを文章とかでだけ見たら、実際文章とか見てもイメージしづらいと思いますし、もしくは写真とかあっても、実際構造がどうなっているか分からないとイメージしづらいと思うので、そういうプラス、もうちょっとうまく、条例とは関係ないと思うんですけど、もうちょっと触れる機会があったら、身近に感じることはできるのではと思いました。

以上です。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。いろんなことが個別に入るのはいいけれど、情報量多いと分かりづらいでしょうという話の一つと、そこはしっかり、入り口のところはみんなが分かりやすくということだとしても、そこから入っていくときに、いろんなこと、ツールというのは、機械もちろんあるし、それからいろんなガイドラインも含めてマニュアルみたいなものも世の中に出ているので、そういったものに到達できるためには、やっぱり相談を受けるところがしっかりしていくことがとても重要で、個別の相談というところでやっていければいいのかなと思っています。今、成田委員さんに言っていただいた視点ってとても重要なことだと思って、どうしても難しくなりがちなので、多くの人に分かっていただくのはそういうことなのかなと思って、私は聞かせていただきました。ありがとうございます。

鎌田委員さん、いかがでございましょうか。

鎌田委員

民生委員をしています鎌田でございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

最終的にというか、パブリックコメントの実施というか、次のところにいったらお聞きしたかったのですけれども、今、今回の中間報告のこの案ですけれども、この形が案で出るんですか。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長）

先ほど、この後でご説明はさせていただく予定でございますが、この中間報告という3章構成に今なっております。こちらのほうは、協議会から仙台市のほうに、今のところこういったような取りまとめ、ご報告をいただくものという形で捉えておまして、そのうち市民の皆様にお示ししてご意見をいただくのが、この第3章のところの中間案というふうになっているところ。ここの部分を市民の皆様向けに「です・ます」調にしてお示しする、ご意見をいただくという形になります。というのも、条例の考え方のところのどこをどう変えているんだろうというようなのが分かるように今回の中間案も構成しておりますので、そういった形で、改正の部分ってここなんだ、見直した部分ってここなんだというようなものが分かるようにお示しするものになってございます。

鎌田委員

すみません、先走ってしまったのですが、中間案をいただくのに新旧対照表も必要だと思いますし、それから、本来であれば、検索として法律、条例というところを見れるようにしなくちゃいけないしということをやっぱりやると、非常に膨大なところの中で検討するということが、かなり大変だなというふうに思っております。あとはこれを一般市民の方からというのはこれの目的には入っていないというか、障害のある方やというか、そこからいくと、事業者なんかからだと、先ほど出ているように、事業者ってどこまでいうんだろうとかという部分、私も疑問に思ったり、さらに、義務化というその部分からいうと、ちょっと大変だなというのと、罰則はないとかとなると、それは要らないのかとか、変に勘違いしてしまうと困るし、逆にその辺って書き方が非常に難しいなというのがあって、この中間報告を見ても、多様な意見をどのようにしてまとめるというので、まとめるのではないのでしょうかけれども、意見をもっと出し合っというところていくと思いますが、非常にパブリックコメントまで行き着くには大分ハードルが高いなという自分の考えであります。

以上です。

会長

できるだけ趣旨を分かっていたいで、その上で建設的なご意見をいただきたいということでパブリックコメントを出させていただくという方向で考えていくということが、今、事務局が持っているところだと思いますし、我々のほうで議論してきてそういうことになるかと思っておりますので、今のご意見も頂戴しながら、適切に行うことが重要だというふうに思っております。

では、早坂委員さん、いかがでございましょう。

早坂委員

みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

一つ質問がありますが、今お話が出ていたガイドラインは、今後どのように作られていくのでしょうか。あまりそのあたりの知識がないので、何か今のところの何かがあれば教えていただければと思います。

もう一つは条例とは関係ない、ちょっとずれたお話になるのですが、前回、映画のPRをさせていただいたのですが、それに絡めてのお話として、皆さんは映画、普通に見れると思うんですね。視覚障害者には音声ガイドというアプリでの配慮があって、聴覚障害者には文字での字幕があります。じゃあ盲ろう者かというと、実際、私、映画を見に行ったのですが、字幕は見えませんし、音声ガイドも聞こえないので、実際は映画をその場で楽しむことができない。それで今回は福島さん、盲ろう者のお話ということで、福島さんも映画監督であったり映画会社ともいろいろお話をされたと思うのですが、盲ろう者に対する配慮として、事前に映画のシナリオを希望する盲ろう者に提供いただき、それを前もって読んで映画の内容をつかんで、それで実際劇場に見に行く。あと、通訳介助を通さないと分からない方もいるので、そういった方は通訳を受けながら2時間、通訳を介して映画の内容を楽しむ。そのために、本来は障害者に対して介助者1人が割引という映画館がほとんどだと思うのですが、そこを介助者2人まで割引対象としますというふうに映画館と交渉してそういう配慮をしていただきました。何というのか、そういった柔軟性というか、これまでの型にとられない方法が本当に必要になってくるんだなと、そういうふうに、何てまとめたらいいかわからないのですが、そういう事例を一つ紹介させていただきました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

後ろのほうの事例というか、映画のことについては、とってもいいお話を伺ったというふうに思っております。

まさにそういった配慮が、これから合理的配慮として行われていくということがとっても重要だと思うので、ぜひ、これからもいろいろ教えていただいて、発信をしていただければというふうに思っております。発信だけではなくて、我々もいろいろ教えていただかないといけないのかなと思いました。

もう一つ、ガイドラインのことについては、事務局どういうふうにお考えでしょうか。

事務局
(小幡課長)

障害企画課、小幡でございます。

先ほどから皆さんからガイドライン、ガイドラインということで、私のほうの説明でガイドラインというふうに申し上げていたのですが、一つは、条例の中身がどういう意味を持っているのかという、解説するといいたいまいしょうか、そういっ

たものが一つは必要になるんだろうかなと。その中で皆さんがどういったような思いを込めて、どういう意味があつてこの条文になったのかとか、あとは、どういう趣旨がこれには含まれているんだというようなところを説明するようなものがあるといいんだろうなというところですよ。

あとは、もう少し広く周知していくというところでは、どういった改正が行われているのかというようなものを周知する、リーフレットといいたほうがいいか、何か広報媒体、そういったものを入り口として、それこそさつき成田委員がおっしゃったような分かりやすいものとして作っていく必要があるんだろうなというふうに、全部一括というわけにはいかないのしょうけれども、そうしたイメージではおりました。

会 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
では、菅野さん。一言何かご発言いただきたいと思います。

菅野委員 サンホームの菅野と申します。
皆様のご意見をお聞きしまして、私もガイドラインというものに期待をしているところです。より丁寧な説明とか情報提供も含めたガイドラインを作っていただくということがより啓発活動の一部になるのかなと思っております。そのほかにも、先ほどリーフレットを作るということもあったと思うのですが、なかなかこの条例だけ、文字を読んでも、理解するのが難しい方、言葉の中に含まれている意味をすぐには読み取れない方もいらっしゃると思います。また、より若い方、例えば学校に入っているお子さんたちにも理解しやすいような表現でリーフレットなども作っていただくとありがたいと思っております。
まず皆さんに知っていただいて、実働で実践しやすいような形のものになるためのガイドラインになることを期待しております。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、支倉委員さんですか。お願いしたいと思います。

支倉委員 宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。
私は膠原病も患っています。障害者支援法という中には難病というのが入っていると思っていたのですが、先ほど、何か難病がそっちいたり、こっちにいたりしているというお話を聞いて、やっぱりそれは入れてほしいなと。県のときにも難病を入れる、入れないで随分と患者さんたちが話し合ってきたようなのでね。それで難病患者の当事者も、やっぱりそれを入れないと自分たちが当てはまることが分かってないので、だから、そういうのを知らしめるためにも、そのほうがいいのではないかと考えています。そのぐらいです。

会 長 ありがとうございました。

 難病の方のことについて、しっかり多くの方に認識していただくというのはどうしたらいいのかということだと思います。このことはしっかり受け止められていくのかなと思って聞かせていただきました。

 実は寺田委員さん、事前提出意見だけで終わってしまっているのですが、議論というの、発言いただければと思いますが、いかがでございましょう。

寺 田 委 員 今の難病のお話とかも、実は市の条例の障害、その他の中に入っているのか、入っていないのか、条文からは分からないんですよね。実際は入っているかどうかまず確認したほうがいいのかということと、それから、パブリックコメントの話もしてもよろしいですか。次の資料4でこれから説明なのかもしれないんですけど、障害のある方やその家族、支援者、事業者等の意見を踏まえたということで、いろいろなところ聞くというのが出ていると思うんですけど、合理的配慮を義務づける商業その他の事業者が、この聞く団体として特定するところに入っているかどうかという、あんまり入っていないような気がして、例えば、商店街の組合のどこかに聞くとか、商工会議所なのか、どこかというのはまだ思いついてませんが、飲食店業界に聞くとか、そういったところも、一般市民で出す人はいると思うんですけど、そういった事業者、義務づけられる事業者に、これをきっかけで周知する意味も含めてこういうことをやっていただくようになるんですけど、そのときにいろいろな、どんなことをすればいいか教えてほしいとか、そういう意見が来るならそれはそれでウエルカムなんだと思うので、その対象者として加えるのもいいのかなと、今見ていて思いました。

会 長 ありがとうございました。すみません、突然の指名、大変失礼いたしました。

 それでは、ほかにこの(2)のところでございますでしょうか。

 では、協議を終了しますが、先ほどもちょっとお話をさせていただいたように、今後は本日の協議を踏まえて、事務局と調整を図った上で、最終的な中間案として取りまとめたいと考えております。

 中間案の取りまとめについては、私と三浦先生にお任せいただくということでもよろしいでしょうか。（「お願いします」の声あり）

 ありがとうございます。

 それでは、協議事項(2)につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

協議事項

(3) 条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

会 長 続いて、協議事項(3)、先ほどから出ておりますパブリックコメントのことについて

て、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課，小幡でございます。

協議事項の(3)ということで，条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施についてご説明いたします。

資料4，「条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について（案）」をご覧ください。

今回の意見募集，先ほど何回か触れさせていただいておりますが，1の目的にありますとおり，条例の見直しを進めるに当たりまして，障害のある方，その家族，支援者，事業者等の意見を踏まえた見直しを行うとともに，幅広い理解を得ながら進める必要があるということで，意見募集とともに周知も兼ねているという，先ほど寺田委員さんがおっしゃった，まさにそのような趣旨で行うものでございます。

2の実施期間でございますが，令和4年12月22日から令和5年1月25日まで，1か月ちょっとというところで予定をしております。

3の周知方法でございますが，そこに記載がございますとおり，市政だより，市のホームページ，市の公式LINEアカウントによる周知，そういった市の通常の広報媒体を使うほか，各施設，そこに書いてございます各区役所，公所，市政情報センター，それから，市民センター，福祉プラザ等々といったところの施設，それから，各団体，障害者関係団体とか障害福祉サービス事業所など，それから，事業所への配布ということで，実際に義務づけられる事業所に対して，ひとにやさしいまちづくり推進協議会の加盟団体であるとか，常日頃やっております障害理解サポーター研修を受講した企業さんなど，そういった実際の事業所の皆様にも配布を行いまし，幅広く意見募集をしております。

4の意見提出方法でございますが，中間案に意見掲出の様式を添付してございますので，それを基に郵送とかファクスでお送りいただくということのほか，電子メールであるとか電子申請であるとか，そういった提出の方法も新たに行うということでございます。

また，5の情報保障としまして，必要に応じて点字版とかルビ版，テキスト版などでも対応するように準備を進めているところでございます。

6の提出された意見の取扱いですが，ご意見を考慮しながら答申案を策定するとともに，いただいたご意見に対しまして市の考え方をまとめ公表するというとしております。

先ほど来，何回もご説明してございますが，この中間案としてお示しするものというのは，先ほどの中間報告のうちの第3章の部分，それを表現を市民向けに変えまして整理したもの，そちらをパブリックコメントの資料として皆さんにお知らせするということとなります。

協議事項の(3)条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施につきましては，ご説明以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

 ただいま協議事項(3)条例の見直し（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について、事務局からご説明いただきました。

 ご意見頂戴したいと思いますが、いかがでございましょう。

 中間案はこういった形式でやっていただくということ、先ほどの議論の中で、(2)のところでもご意見出ておりましたので、そういったことも踏まえて行いたいということだと思えます。

 よろしいでしょうか。寺田委員お願いいたします。

寺 田 委 員 基本どんな条文に見直しというのを中心に書いてあるところがパブコメの対象になるんだと思うんですけど、この合理的配慮を義務づけるというのが一番大きな部分だと思うのですが、合理的配慮って一体何をするとかというそもそもの内容をどのくらい事業者の皆さんご存じなのかなという。例示か何か、条文中心でいいんだと思いますけど、具体的にこういうことをやっていただくのが義務づけになりますという少し分かりやすい部分が、それを条文に直すという。で、より詳しい周知とかそのガイドラインの話とかリーフレットとかそういうのは、条例改正と同時に、それ以降に進むんだけど、条文はこうなりますよと、その部分がないとなかなか、我関せずというか、パブリックコメントってなかなか反応するほうも、この文章だけ見ると、絶対難しく、何のことだか分からないというのが大半だと思うのですが、ここにいらっしゃる皆さんは関わったのでイメージ湧くと思うのですが、分からない人から求めるので、こういった改正の趣旨を強く伝えながら、条文はこうなります。すると意見が、もっと助成措置が欲しいとか、そっち来るのかもしれないけど、そういう反応があるのも大事なことなので、その辺工夫していただければというふうに思いました。

会 長 寺田委員さん、ありがとうございます。

 しっかり踏まえる必要があると。その点よろしくお願いいたします。

 ほかにご意見ございますでしょうか。お願いいたします。

細 川 委 員 仙台市聴覚障害者協会事務局長の細川と申します。

 寺田さんと全く同じ意見ですけれども、パブリックコメントを募集するときに、突然、市民の皆さんに周知してパブリックコメントを募集といっても、なかなか分からないのが実際のところだと思います。これは以前いただいていた「障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を目指すための事例集」ですが、条例の見直し案を読む時、ここが改正されると事例集のここと繋がりがこうなるだとか、見て分かるようなものがないと、なかなかイメージがわかず、文章の理解が出来ないのではないのでしょうか。特にろう者の場合は文章だけでは内容を読み取ることができず、仙台

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

市の条例見直し案について、イメージが湧きません。ですから、この事例集みたいな補助説明と対比できるもの、また文章だけではなく、イラスト等視覚的な情報を多くしてもらえると助かります。それぞれの障害に合わせた配慮が必要になるかと思えます。

また2つ目といたしまして、パブコメの募集期間ですけれども、短過ぎるのではないかと思います。12月25日から1月25日の1ヶ月間でしたよね、この期間は年末年始休暇が入りますし、パブリックコメントを読んでコメントを出すような、そのような状況下にはないのではないかと思いますので、募集期間をもう少し延ばすとか、その辺の考慮をしていただきたいと思えます。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

これは事務局のほうで答えいただけますか。お願いいたします。

事 務 局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

今ご意見いただいた、確かに急に合理的配慮というふうに出されてもよく分からない方も多だろうというご意見、もっともかと思えます。例えば、市のホームページなどでご案内していく場合に、この合理的配慮というのを紹介する市のページのところにリンクを貼るとかそういったような工夫をしまして、そもそも合理的配慮って何だろうというようなところが分かりやすくなるように、例えば先ほど細川委員さんがおっしゃった事例集、前に作った事例集ですけれども、そういった中身が読めるようなところにリンクを貼るとか、そういった工夫をして少し皆さんに分かりやすくご説明できるように、意見募集できるようにはしたいと考えております。

それから、パブリックコメントの期間でございますが、これは大体市の中のパブリックコメントの標準的な期間になってございました。この部分をご理解いただければと思えます。

会 長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。早坂委員さん、お願いします。

早 坂 委 員

みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

私が意見を言うのも何ですが、手話動画での説明というのも作ってはどうか。

それから、テキスト形式は txt の形式でお願いできればと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

会 長

この辺のところは、検討した上で合理的配慮が必要だということですよ。あり

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。高橋委員さん、お願いいたします。

高橋委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

今このパブリックコメントのところ、媒体のところ、点字があつて、点字にしてくれるんだなと思ったんですけど、どこにお願いしたらこの点字でもらえたり、テキストでもらえたりという、連絡先はどこですかという、そういう質問です。よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございます。

これは事務局に答えてもらいます。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

今回資料としては、このパブリックコメントについては1枚の説明用の資料だけなんですけれども、実際にパブリックコメントを行う場合には、先ほどの中間案として出したものに表紙のようなものをつけまして、こういった趣旨の下にこういった形で行いますというような説明書きをつける予定になっております。その中で、例えば、情報保障の部分についてお求めの場合には障害企画課にお問合せくださいというような形でご案内する予定でございましたので、問合せ先としては私どもの障害企画課となりますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、協議事項(3)につきましては、以上とさせていただきます。

このところで、全体を踏まえて、三浦副会長からご意見頂戴したいと思えます。

副会長

副会長の三浦でございます。

冒頭の議論で語感の話が出ていたのですけれども、私はこの語感について非常に大事なことだと思っていて、一つの言葉であっても、このようにいろいろな受け取り方があるんだとか、見方をする人がいるんだということを伝えていくとか、広めていくこと、その言葉がいいとか悪いではなく、ということがすごく大事で、それがいろいろな人がいるのが当たり前だという社会をつくっていくことにもつながるかなというふうに思っていますので、パブリックコメントで本当にたくさんのご意見がもらえるような工夫を、今いろいろご意見いただいたようにしなければいけないし、それがパブリックコメントでいただいた意見をどんなふうに検討するかというようなことも含むその過程も含めてガイドラインとか、あるいはパンフレットなりに反映させていくというそういう作業が非常に重要になってくるかなというふうに思っておりました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

（5）その他

会 長 それでは、最後に、次第（5）その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、本日の議事及び報告が終了しましたので、事務局にマイクをお返ししたいというふうに思います。

（6）閉 会

事 務 局 大坂会長，議事進行ありがとうございました。

最後に、事務局より4点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

1点目は、本日の議事内容に関することとなります。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。お送りしました議事録の案に修正、ご意見をいただきまして、事務局で修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事の内容や資料について、追加のご意見やご質問がございましたら、机上にお配りしておりますご意見票にて、期限が短くて大変恐縮ですが、12月2日金曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は、後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は、次回以降の協議会の日程となります。

今年度の協議会は、令和5年1月31日火曜日、3月14日火曜日、3月16日木曜日の3回開催する予定です。このうち1月31日と3月16日、こちらの協議会については条例の見直し以外の議題となりますので、臨時委員の皆様にはご出席いただく必要はございません。また、3月16日開催の協議会につきましては、これまで3月22日の開催予定ということでご案内しておりました。日程が変更となっておりますので、ご予定などご確認いただきますようお願いいたします。

次回の条例の見直しに係る協議会、こちらは3月14日火曜日の開催を予定しております。こちらは委員並びに臨時委員の皆様にご参加いただきたいと思います。後日、皆様にはご案内をお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて3点目となります。こちらは1月22日日曜日に開催するココロン・カフェの件となります。

こちら近日中にご案内を皆様にお送りいたしますので、委員の皆様にはぜひご参加をお願いできればと思います。当日ご参加いただける方につきましては、12月12日月曜日までに担当までご連絡をお願いしたいと思います。こちら後ほどお送

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第7回）

りするご案内でご確認いただければと思います。

最後4点目になります。こちらは12月4日曜日に開催するシンポジウムの件になります。

委員の皆様へは既にご案内しておりますが、大坂会長による基調講演や4名のパネリストの方をお招きしてパネルディスカッションを実施いたしますので、ぜひご参加いただければと思います。こちらは事前のお申込みは不要となっております。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは、以上をもちまして令和4年度第7回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

署名人 支倉敦子



印